

## 仕 様 書

### 1 業務概要

- (1) 件 名 東御市デマンド交通AIシステム運用保守業務委託
- (2) 履行場所 東御市商工会（以下「本会」という。）
- (3) 業務内容 項番2のとおり
- (4) 履行期間 令和6年3月1日から令和10年2月28日まで（60カ月）※1

### 2 業務内容

#### (1) システム運用保守業務

令和6年3月1日以降の本格運行について、システムの保守・運用を実施する。デマンド車両の運行時間中は、本会、委託運行事業者からの電話または電子メール等による問い合わせに対応する。ただし、緊急の場合においてはこの限りではない。

システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じることとする。また、障害の原因や対応状況について、復旧するまでの間、本会に随時報告する。

なお、受託者が実施するシステムの保守・運用は、次の要件を満たす内容とする。

ア クラウドセンター内のセキュリティは、多段階のセキュリティシステムにより24時間365日体制で監視を実施すること。

イ クラウドサーバ及びその内部のデータへの不正アクセスに対して、ファイアウォールやウイルス対策ソフトなどの対策を講じてセキュリティを高めること。

ウ 提案するデマンド交通システムが導入された場合、当該システムの維持保守業務を行うこととする。保守管理内容や報告方法について提案すること。また、履行期間内に必要となる保守費用は見積金額に含めること。なお、維持保守業務に係る契約は、本業務受託者と本会との間で締結することとする。

エ 障害発生時の対応サポート体制を整備すること。特に運行に支障が生じる障害は直ちに対応できるサポート体制を整備すること。また、詳細なサポート体制や障害対応等保守内容は提案すること。

#### (2) 運行管理及び運行改善に向けた支援

本会与定期的に打合せを行い、運行状況についての報告及び支援を行う。

また、システム導入後の利用実績や利用者の新たな要望により「2 東御市デマン

「ド交通システム概要（運行体系）」の基本要件やその他サービス等の改善が必要と判断された場合、新しいサービスの開発・実装など、適宜本会と協議の上、改善に向けた支援を行う。

### 3 検収及び納品物

検収のため、年度ごとの納品物は次のとおりとし、内容及び詳細は協議のうえ決定します。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ・業務報告書             | 1部 |
| ・利用状況（運行データ集計等）一覧書 | 1部 |
| ・保守作業状況一覧書         | 1部 |

### 4 納品先

長野県東御市田中178-2 東御市商工会 1式

### 5 本契約に係る費用の範囲

#### (1) システム利用、保守及びユーザーサポート等費用（ランニングコスト）

- ア クラウドサーバー上のファイル利用に係る費用
- イ システム利用に係るライセンス料
- ウ 定期的な端末のアップデート等に係る費用
- エ 運行管理及び運行改善に向けた支援に要する費用
- オ その他、運用・保守に係る費用

#### (2) 算出方法

月額（初年度：令和6年3月分）と年間の費用総額（令和6年度からの5年間）をそれぞれ分けて価格提案すること。

### 6 その他の事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、本会と協議の上、決定することとする。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後についても同様とする。

- (4) 業務の実施にあたり許認可等が必要な場合について、申請等の手続きは原則として本会が行う。
- (5) 契約期間終了の際は、本会及び次期デマンド交通システム提供事業者に対して、業務の円滑な引き継ぎに必要な作業等を支援すること。
- (6) 本仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、本会と協議の上、決定することとする。